

奥州市議会全員協議会

日時：令和5年8月18日（金）

午前10時

場所：7階 委員会室

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

- ① 奥州市立地適正化計画について
- ② 日帰り温泉の今後の対応について
- ③ (株)ひめかゆの対応について
- ④ 施設の譲渡について
- ⑤ 行政手続等のオンライン化に向けた取組について

(2) 協議事項

教育厚生常任委員会における政策提言（案）について

4 そ の 他

5 閉 会

1 国の施策

①都市を取り巻く環境の変化

これまでの都市づくりは、人口増加を背景に郊外の開発が進み、市街地が拡散してきました。しかし、今後は人口減少を想定したまちづくりが求められます。

この拡散した市街地のままでは居住が低密度化し、一定の人口密度に支えられてきた医療や福祉・子育て支援・商業などの生活サービスが提供できなくなりかねません。また、高齢者の増加に伴って医療や介護の需要が急増し、医療・福祉サービスの提供や地域の活力維持が満足にできなくなることも懸念されます。

さらに、道路や上下水道などのインフラの老朽化が急速に進んでおり、厳しい財政状況の下で、老朽化への対応も求められています。

②立地適正化計画制度の創設

このような社会情勢の変化を踏まえ、国は平成26年に立地適正化計画制度を創設しました。同制度は、次のような目標を掲げ、災害に強いコンパクトで持続可能なまちづくりを進めています。

- ・高齢者でも出歩きやすく健康快適な生活を確保すること
- ・子育て世代などの若年層にも魅力的な街にすること
- ・財政面・経済面で持続可能な都市経営を可能とすること
- ・脱炭素型の都市構造を実現すること
- ・災害に強いまちづくりを推進すること

③立地適正化計画制度

都市計画区域内の都市構造を見渡し、居住や医療、福祉、商業などの生活サービス施設がまとまって立地するよう、公共交通と連携しながら、緩やかに街なかや公共交通沿線への立地の誘導を図っていく制度です。

2 市の取り組み

①経緯

市では、国で示している方針に基づきながら令和2年度に都市構造分析調査を実施し、この調査結果を踏まえながら、立地適正化計画の方針案（目指すべき都市の骨格構造、課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー））を整理しました。

令和3年度は、令和2年度に整理した立地適正化計画の方針案を基に、誘導施設・誘導区域、防災指針及び誘導施策の検討を進めました。

令和4年度からは、令和3年度の検討結果を取りまとめるとともに、定量的な目標値の検討と施策の達成状況に関する評価方法を検討し、立地適正化計画素案のたたき台の作成、関係機関との協議を行い素案を確定し、今後、住民説明会、パブリックコメントや都市計画審議会への意見聴取を行い令和5年度内の策定・公表を目指しています。

②奥州市立地適正化計画の概要

◆計画の対象区域

奥州市立地適正化計画の対象区域は都市再生特別措置法第81条第1項の規定に基づき、都市計画法第5条に規定する都市計画区域の全域とします。

◆計画の評価時期

奥州市立地適正化計画に係る評価時期は、法に定める事項においておおむね5年ごとに評価を行うこととされていることから、本計画においては2028年（令和10年）に評価を行うこととします。

	基準年次	策定年次	評価年次
奥州市立地適正化計画 (令和5年策定)	2020 (R2)	2023 (R5)	2028 (R10)

③立地適正化計画に定める事項

立地適正化計画には都市再生特別措置法第81条第2項の規定により概ね次の事項を記載することとなっています。

- 1 立地適正化計画の区域（奥州市計画区域の全域）
(A=23,578ha)
- 2 住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設などの都市機能の増進に著しく寄与するもの（以下「都市機能増進施設」という。）の立地の適正化に関する基本的な方針
- 3 都市の居住者の居住を誘導すべき区域（居住誘導区域）
(A=1,111ha ※用途地域に占める割合51.2%)
- 4 居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために講ずる施策
- 5 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域
(都市機能誘導区域)
(A=342ha ※用途地域に占める割合15.8%)
- 6 都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（誘導施設 ※27施設）
- 7 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するために講ずる施策
- 8 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な次に掲げる事業等
 - イ) 誘導施設の整備に関する事業
 - ロ) イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業など
 - ハ) イ又はロに掲げる事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業
- 9 都市防災に関する指針（防災指針）
- 10 4若しくは7の施策、8の事業等又は防災指針に基づく取組の推進に関連する事項
- 11 その他住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項

④立地適正化計画策定に向けた今後のスケジュール

時期	内容	備考
令和5年 7月14日	第4回庁内WG員会議	素案の調整
令和5年 7月20日	岩手河川国道事務所流域治水課協議	素案（防災指針）の調整
令和5年 7月25日	県都市計画課協議	素案の調整
令和5年 8月10日	第2回策定協議会	素案の協議
令和5年 8月23日	市都市計画審議会	素案の協議
令和5年 8月下旬	県都市計画課協議	書面協議
令和5年 8月24日	素案公表	市広報発行、市ホームページ
令和5年 8月24日～ 9月21日	素案縦覧	4週間
	パブリックコメント	素案縦覧期間中受付
令和5年 9月4日～ 9月10日	住民説明会	対象地域（水沢9/4、江刺9/7、前沢9/8）+全体9/10 計4回

時期	内容	備考
令和5年 10月以降	第5回庁内WG員会議	案の調整
令和5年 10月以降	第3回策定協議会	案の調整
令和5年 11月以降	案の確定	庁議
令和5年 11月以降	市都市計画審議会	諮問
令和6年 3月末	決定・公表	都市再生特別措置法第81条第23項

参考資料

立地適正化計画策定後における国からの財政支援

立地適正化計画を策定・公表し、都市機能誘導区域または居住誘導区域内においてコンパクトなまちづくりを推進しようとする自治体には、国から重点的な支援が得られます。また、一定の条件はあるものの、補助率の嵩上げや拡充等の措置が得られます。

【国からの支援】 都市再生整備計画関連事業

都市再生整備計画関連事業は、市町村がまちづくりの目標や指標について設定し、目標達成のために必要な都市基盤の整備・都市施設の整備・関連するソフト事業等を「都市再生整備計画」というまちづくりの計画に位置づけることで、計画に基づく事業を行う市町村等が国費による支援を受けることが可能となる事業です。

▶ 都市構造再編集中支援事業【立地適正化計画に基づく取組等に対し集中的支援】

事業区域：立地適正化計画の都市機能誘導区域内及び居住誘導区域内

国費率：都市機能誘導区域内1/2 居住誘導区域内45%

▶ まちなかウォークアブル推進事業【「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに対し集中的支援】

事業区域：都市再生整備計画の区域内において、滞在の快適性等向上のために必要な施設の整備等を行う必要があると認められる区域（滞在環境性等向上区域）が定められた地区（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む。）

国費率：交付対象事業費の50%

▶ 都市再生整備計画事業【地域の様々なまちづくりを支える交付金】

事業区域：市街化区域等（市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域）内のうち、鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場から500mの範囲内の区域

国費率：交付対象事業費の40%

※誘導施設の整備は、立地適正化計画で定める都市機能誘導区域内で行う都市構造再編集中支援事業のみが支援対象です。

◆ 都市再生整備計画

都市再生整備計画は、上記に記載する国からの支援を受けるために作成し提出する計画であり、立地適正化計画等で位置づけた施策を具体化するため、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施する区域や、目標、対象事業、費用便益費、計画期間、概算事業費、整備方針、計画の評価に関する事項などを記載したまちづくりの計画を作成し、国土交通大臣に提出します。

計画期間は、概ね3～5年です。

奥州市立地適正化計画の策定を進めています

市では、少子高齢化が進む中でも持続可能なまちづくりを目指し、立地適正化計画の策定を進めています。計画のねらいや概要、住民説明会の実施内容などを皆さんにお知らせします。●問合せ：未来羅針盤Ⅱ未来羅針盤課（Tel 34-2116）・立地適正化計画Ⅱ都市計画課（Tel 34-16611）

1. 立地適正化計画の策定にあたって

(1) 未来への羅針盤

これまでのまちづくりでは、人口増加を背景とした郊外開発が進み市街地が拡散してきましたが、今後は人口減少を踏まえたまちづくりが求められます。

これまで、一定の利用者数に支えられてきた医療・福祉・商業等の生活サービスが、将来には維持しきれなくなり、提供困難になりかねない状況になります。また、高齢者が急速に増加するため、医療・福祉サービスの提供体制の確保や担い手不足による地域の活力維持が課題になります。

この様な状況の中では、右肩上がりの時代のような拡大志向、横並び、近視眼的な施策では直面する課題への解決がほとんど期待できません。デジタルなどの新たなテクノロジーを導入し、民間の資本やノウハウを積極的に取り入れるなど、これまでとは異なるダイナミックな施策への転換が必要です。客観的なデータを基礎とした

合理的な根拠や持続可能性の有無を見極めながら、医療、福祉、教育、環境、農業、商工業など複数の分野を横断的に束ね、幅広い視点で施策を立案し、まちづくりを進めていくことが求められます。

現在市が進めているメイプルの再開発や新医療センターの建設、公共施設の跡地活用、企業誘致に伴う新たな雇用者向けの住宅環境の整備、利便性の高い公共交通システムの構築など

の課題についても同様の考え方をもち取り組んでいかなければなりません。

市では、まちに賑わいを取り戻し、子育て世代などの若年層にも魅力的なまちをつくるための確かな道筋、いわば未来への羅針盤をしっかりと定めながら新たなまちづくりを進めていきます。

(2) 立地適正化計画の概要

立地適正化計画は、医療・福祉、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、持続可能なまちづくりを進めるための

包括的なマスタープランです。

立地適正化計画には、上位計画である「奥州市総合計画」及び「岩手県奥州市計画区域マスタープラン」に即し、「奥州市都市計画マスタープラン」の調和を図りながら、都市機能や居住を誘導するための基本的な考え方や具体的な区域を設定するとともに、それらを誘導するための各種施策等を定めます。また、防災、公共交通、医療・福祉等の関連分野とも連携・整合を図っています。

(3) 立地適正化計画の策定後

立地適正化計画策定後は、未来羅針盤や立地適正化計画に掲げるまちづくりを実現するため、都市再生整備計画を作成し、各種施策を実施します。

未来への羅針盤

未来に向かうための確かな道筋



立地適正化計画の策定

持続可能なまちづくり



都市再生整備計画の作成 (R6年度から作成開始)

各種施策の実施

メイプル再開発、新医療センター（医療、子育て、ヘルスケア）建設、公共施設跡地活用、商店街活性化、道路整備、無電柱化、空き家対策、公園整備、居住誘導支援 など



(資料) 奥州市立地適正化計画の素案の概要

2. 課題解決のための誘導方針

(1) 本市の都市構造上の課題

本市のまちづくりを進めるうえで
の課題は、様々な分野にわたって存在
します。

本計画の策定にあたり、人口、市街
地形成、公共交通、財政、災害、都市
構造評価それぞれの分野ごとに、課題
を整理しました。

(2) まちづくりの方針と誘導方針

本市の上位計画である「奥州市総合
計画」を踏まえ、本市のまちづくりの
方針を

「**地域ごとに奥州の歴史・文化
の魅力がある住み続けたくな
るまちなかの創出**」

とします。

このまちづくりの方針に基づき、
(1)の課題を解決するための誘導方
針1〜3を以下に示すとおり定めま
す。

まちづくりの 方針

地域ごとに奥州の歴史・文化の魅力がある 住み続けたくなるまちなかの創出

【誘導方針1】 地域ごとの歴史・文化の蓄積を活かした魅力ある拠点づくり

個性豊かな地域ごとの歴史・文化の蓄積を活かしながら、官民連携により賑わいのあ
るまちなかを再生することによって、都市機能を誘導し、人の交流が生まれる市民が誇
りを持って住み続けたいと思える拠点づくりを進めます。

■分野別の課題への対応

分野	分野別の課題
人口	人口密度の維持、雇用の創出、子育て環境の充実
市街地形成	中心市街地の魅力向上、賑わいの維持、都市のスポンジ化対策
財政	コンパクトシティ形成による都市経営の効率化、公共施設の再編による 維持管理費の縮減
災害	災害に強い土地利用への転換、防災まちづくりの推進

【誘導方針2】 地域ならではの暮らしやすさが感じられる居住環境づくり

公共施設や都市インフラなどのこれまでに整備されたストックを有効に活用するとと
もに、医療・福祉・商業等の生活サービスの利便性を維持することによって、地域なら
ではの自然と文化に包まれながら暮らしやすさを感じられる居住環境づくりを進めま
す。

■分野別の課題への対応

分野	分野別の課題
人口	人口密度の維持、子育て環境の充実
災害	災害に強い土地利用への転換、防災まちづくりの推進
都市構造	歩いて暮らせる生活利便性の高いエリアの維持

【誘導方針3】 まちなかと集落の暮らしを支える公共交通ネットワークの形成

公共交通による拠点間の連携により都市機能の利便性の共有を進め、自動車に依存し
過ぎないで、歩いて暮らせるまちなかの形成を図るとともに、それぞれの都市拠点と胆
沢・衣川地域をつなぐことにより集落の暮らしを支える、持続可能な公共交通ネットワ
ークの形成を図ります。

■分野別の課題への対応

分野	分野別の課題
公共交通	公共交通による地域間のアクセスの維持、公共交通の利便性の維持、運 行の効率化
都市構造	歩いて暮らせる生活利便性の高いエリアの維持

課題解決 のための 誘導方針

(資料) 奥州市立地適正化計画の素案の概要

3. 目指すべき将来都市構造

本市の都市計画マスタープランでは、「水沢駅周辺」を『中心都市拠点』、「江刺総合支所周辺」、「前沢駅周辺」及び「水沢江刺駅周辺」を『都市拠点』に、「胆沢総合支所周辺」、「衣川総合支所周辺」を『地域拠点』に位置づけ、これらの拠点を連携軸で繋いでいきます。

これらを踏まえ、本計画における拠点形成に向けた将来都市構造を、左図のとおり設定します。

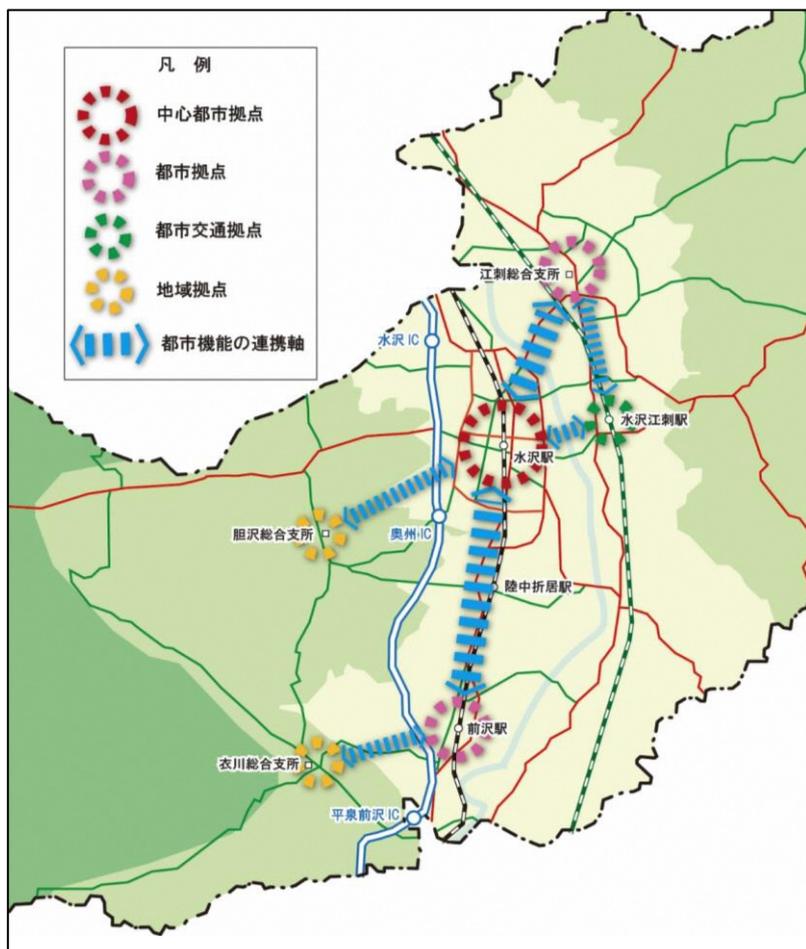


図 将来都市構造図

4. 誘導区域及び誘導施設の

設定

(1) 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域は、医療、商業、介護福祉等の都市機能を維持・誘導することにより、効率的なサービス提供を図る区域です。

中心市街地活性化基本計画で位置づけた中心市街地、商業業務施設が立地可能な用途地域、公共交通の利便性等を考慮して、区域を設定します。また、この区域を対象として誘導施設を設定します。

(2) 居住誘導区域とは

居住誘導区域は、都市計画の用途地域内を対象として、公共交通の利便性確保と居住環境の向上などに取り組み、将来にわたり居住を誘導する区域です。

既に生活利便施設が集積している区域や公共交通の利便性が良い区域、人口密度の高い区域などを基本的に設定しています。

なお、土砂災害特別警戒区域等の災害発生リスクが高い区域は、除外しています。

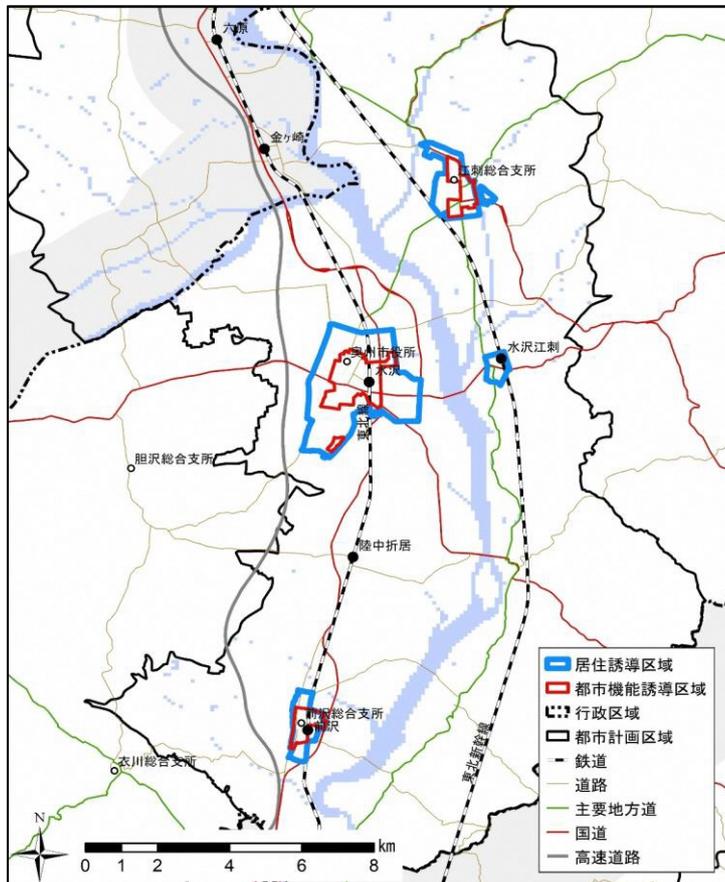
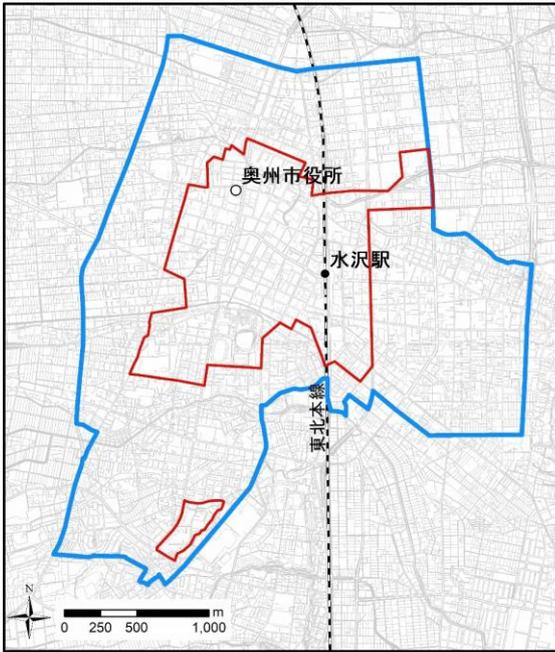


図 誘導区域（全体図）

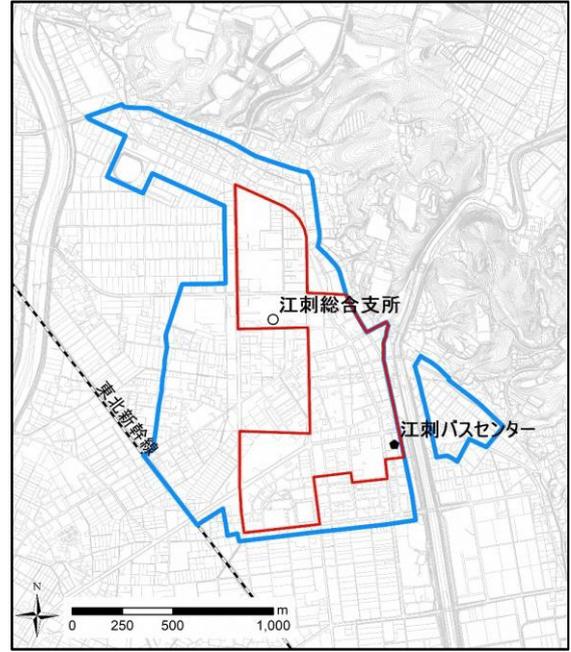
（資料）奥州市立地適正化計画の素案の概要



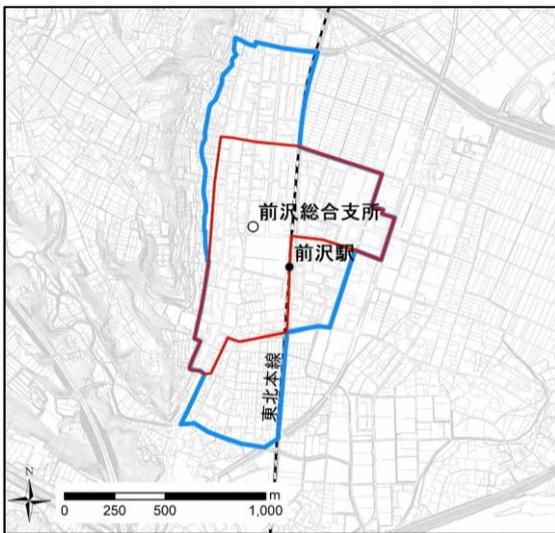
(3) 誘導区域の拡大図



水沢駅周辺



江刺総合支所周辺



前沢駅周辺



水沢江刺駅周辺

(4) 誘導施設

都市機能誘導区域に誘導を図る都市機能は、下表のとおりです。(施設数：27 施設)

都市機能	施設名	拠点		
		水沢駅周辺	江刺総合支所周辺	前沢駅周辺
行政機能	裁判所・検察庁・県合同庁舎	●		
	市役所本庁舎	●		
	総合支所		●	●
介護福祉機能	保健所(県)・総合福祉センター	●	●	
	保健センター	●	●	●
子育て支援機能	子育て総合支援センター	●		
商業機能	店舗面積 6,000 m ² 以上の小売商業施設	●	●	●
医療機能	救急告示病院	●	●	
教育・文化機能	天文台・文化会館・記念館	●		
	図書館	●	●	●

(資料) 奥州市立地適正化計画の素案の概要

5. 誘導施策及び目標値の設定

本市のまちづくりの方針である「地域ごとに奥州の歴史・文化の魅力がある住み続けたいくなるまちなかの創出」の実現を目指し、以下のように都市機能及び居住を誘導するための誘導施策を実施します。

また、これらの取組の有効性を評価するため、指標及び目標値を設定します。

1. 都市機能の誘導に係る施策

中心都市拠点（水沢駅周辺）及び都市拠点（江刺総合支所周辺、前沢駅周辺）の都市機能誘導区域内に各誘導施設を誘導していくための施策

- ◆都市機能の導入事業（民間誘導施設等整備事業計画）に係る用地確保のために事業者が土地等を取得する場合、当該土地等を譲渡した者に対し課税の特例措置を行う。
- ◇都市機能を適切に誘導するため、届出制度を運用する。
- ◇誘導施設を整備し、居住誘導や生活利便性の向上等を図る。
- ◇既存の誘導施設の大規模改修等を行うことにより、都市機能を維持する。
- ◇既存の誘導施設の適正な維持管理を行うことにより、都市機能を維持する。
- ◇既存施設を活用し、都市機能の立地を誘導する。
- ◇公共施設の移転・統合や廃止により発生する跡地や公共不動産等の活用により、都市機能や居住を誘導する。
- ◇歩道整備や無電柱化などによる歩行空間の改善や歩道等の活用により、歩きたくなるまちづくりを進める。
- ◇歴史まちづくり計画により、歴史的風致の維持及び向上を図る。
- ◇まちの活性化のための商店街等の各種取組を支援することにより、まちの魅力及び利便性の向上を図る。
- ◇多様な主体の協働により、住み続けたいくなる魅力的なまちづくりを進める。

評価指標	基準値【2022(令和4)年】	目標値【2030(令和12)年】
都市機能誘導区域内における誘導施設数	27 施設	27 施設以上

2. 居住の誘導に係る施策

居住誘導区域内の生活利便性を維持し、居住を誘導していくための施策

- ◇居住を適切に誘導するため、届出制度を運用する。
- ◇移転者の支援や、空き地・空き家の活用、民間と公共の不動産の一体的な宅地整備等により、居住を誘導する。
- ◇市営住宅の整備により、居住を誘導する。
- ◇賑わい創出や地域コミュニティの拠点となる公園や広場の整備等により、居住を誘導する。
- ◇幹線道路等の整備を行い、拠点へのアクセス性や利便性、安全性等の向上を図る。
- ◇生活道路の整備を行い、居住の誘導を図る。

評価指標	基準値【2020(令和2)年】	目標値【2030(令和12)年】
居住誘導区域内の人口密度	32.2 人/ha	30.7 人/ha

3. 公共交通の充実に係る施策

拠点間及び中山間地を連携し、誰もが使いやすい公共交通ネットワークの構築を図るための施策

- ◇拠点と拠点をつなぐ公共交通ネットワークの形成を図る。

評価指標・基準値・目標値

現在作成中の『奥州市地域公共交通計画』の評価指標とします

凡例：◆国等が直接行う施策 ◇市が行う施策

（資料）奥州市立地適正化計画の素案の概要

6. 届出制度

立地適正化計画策定・公表後は、①居住誘導区域外、②都市機能誘導区域外、又は③都市機能誘導区域内で、右図に示す行為を行う場合には、行為に着手する日の30日前までに、市長への届出が必要となります。

なお、立地適正化計画区域（都市計画区域）外で行う行為については、届出の必要はありません。

①居住誘導区域外

●開発行為

- ・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ・1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のも

(例) **届出必要** 3戸の開発行為



届出必要 1,300㎡ 1戸の開発行為



●建築等行為

- ・3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅等とする場合

(例) **届出必要** 3戸の建築行為



届出不要 1戸の建築行為



②都市機能誘導区域外

●開発行為

- ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為

●建築等行為

- ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

③都市機能誘導区域内

●誘導施設を休止または廃止しようとする場合

7. パブリックコメント及び説明会の実施

立地適正化計画の素案を公表し、パブリックコメントを実施します。皆様のご意見をお寄せください。また、素案の説明会を実施しますので、ぜひご参加ください。

(1) パブリックコメント（8月24日（木）～9月21日（木））

【縦覧場所及び意見書の提出先】江刺総合支所2階都市計画課

(2) 説明会

- 9月4日（月）18：30～ 本庁3階 講堂
- 9月7日（木）18：30～ 江刺総合支所1階 多目的ホール
- 9月8日（金）18：30～ 前沢ふれあいセンター2階 研修室
- 9月10日（日）10：00～ 江刺総合支所1階 多目的ホール

立地適正化計画（コンパクトシティ）をめぐる誤解

一極集中なの？→多極型都市構造の構築を目指すものです

Q：郊外を切り捨て、市内の最も主要な拠点1箇所に全てを集約させるの？

A：中心的な拠点だけでなく、旧市町村役場周辺などの生活拠点も含めた、多極ネットワーク型のコンパクト化を目指すものです

全ての人口を居住誘導区域に集約するの？→全ての人口を集約するものではありません

Q：全ての居住者（住宅）を居住誘導区域に集約させることを目指すの？

A：例えば農業従事者が農村部に居住することは当然です。集約で一定エリアの人口密度を維持するものです

強制的な集約なの？→誘導による集約を図るものです

Q：居住者や住宅を強制的に短期間で移転させるの？

A：誘導策を講じながら、時間をかけて居住の集約化を進めるものです

地価水準の格差が生じるの？→急激な地価変動は生じません

Q：居住誘導区域の内外で地価水準が大きく分かれ、格差が生じるかも!?

A：中長期的な取り組みであり、急激な地価変動は見込まれません。街なかの地価の維持・上昇に加え、都市全体の地価水準の底上げなどの波及効果を期待するものです

（資料）奥州市立地適正化計画の素案の概要

日帰り温泉の今後の対応について

全員協議会説明資料 令和5年8月18日 商工観光部観光施設対策室

1 基本方針の修正

「奥州市日帰り温泉の民間移譲に向けた基本方針」につきましては、先月18日の議会全員協議会でご説明したとおり、前沢温泉においては、コロナや物価高騰等の影響により指定管理者の経営が苦しく、来年度の譲渡は現実的に厳しい状況であり、また、黒滝・国見平温泉においては、地元振興会との協議を令和5年9月までとしていることから、指定管理者及び南股・北股振興会に確認のうえ、次のとおり基本方針の修正を8月3日に機関決定したものです。

【修正後の基本方針】 ※3温泉の方針を一本化

- ・ 令和9年度の民間譲渡を前提とし、令和6年度から令和8年度までの3年間指定管理による運営を行う。
- ・ 指定管理及び民間譲渡が難しい施設については、温泉営業を休止とし、他の施設活用策又は廃止を検討する。

【「(2) 民間譲渡の場合」の条件への追加】

源泉ポンプの交換修繕に関する費用負担については、温泉権の取扱いを含めて協議し決定する。

【修正前の基本方針】

- ・ 前沢温泉 指定管理による運営を1年間延長し、令和6年度からの民間譲渡を目指す。
- ・ 黒滝・国見平温泉 民間譲渡を見据え、令和5年度から2～3年程度の指定管理による運営を目指す。

(資料) 日帰り温泉の民間移譲に向けた基本方針新旧対照表

2 各温泉の今後の対応

▶ 前沢温泉

指定管理者である(株)前沢温泉と、指定管理を令和8年度まで3年間延長し、経営改善を図りながら令和9年度の譲渡を目指すことで協議しているものです。協議が整わない場合は、指定管理者の公募を行い、応募が無かった場合は休止等の判断を行います。

▶ 黒滝温泉

南股地区振興会より指定管理受託の方針を決定した旨の報告を受けたことから、基本方針に基づき令和6年度から8年度までの3年間を指定管理及び令和9年度の譲渡を目指すこととするものです。

▶ 国見平温泉

北股地区振興会へ今後の活用策を検討依頼した結果、国見平温泉に係る指定管理業務を受託する方向で市と協議を進めたいという意向が示されました。

今後の進め方としては、将来的な民間譲渡に向けた温泉経営の受け皿組織の立ち上げと指定管理受託の方針決定を早急に行っていただき、市として指定管理委託の可否についての判断を9月末までに行うこととするものです。

なお、運営団体の設立が難しい場合は、温泉営業については令和5年12月31日をもって休止することを目指し、今後の施設活用策については、同振興会と継続協議していくこととするものです。

日帰り温泉の今後の対応について

全員協議会説明資料 令和5年8月18日 商工観光部観光施設対策室

3 施設使用料（入館料）の見直し

・修正後の基本方針に基づき令和9年度の民間移譲を目指していくうえで、収支改善のための施設使用料（入館料）の見直しは必要不可欠であることから、温泉の使用料を下記のとおり改正することとするものです。

・黒滝温泉

令和6年度からの指定管理を目指していることから、市直営中の来年1月に改正を行い、値上げに伴う来館者数の状況等を一定程度確認したうえでの指定管理への引き継ぎについて、南股地区振興会から強い要請があったことから、9月定例会への提案を予定しているものです。

・前沢温泉

指定管理者とは来年度以降の指定管理について協議を行っているところであり、また、黒滝温泉に合わせた1月の年度途中からの対応は難しいとの回答であったことから、改正については来年4月からを見込み、12月議会での対応を予定しているものです。

・国見平温泉

地元振興会と指定管理の可否について継続協議中であることから、9月議会での条例改正は見送るものです。

・入館料値上げに係る利用者への説明・周知につきましては、施行までの間に市広報、ホームページ、温泉での掲示等で周知をしながら、ご理解をいただくよう努めてまいります。

日帰り温泉の入館料改正案（近隣温泉日帰り入浴料比較表）						R5.8.1			
		大人（中学生以上）		子供（小学生）		幼児	回数券		
黒滝温泉 国見平温泉	現行	3時間以内	1日	3時間以内	1日	無料	7回/3h		
		500	800	250	400		3,000		
		障がい者等 400		障がい者等 200					
	黒滝改正案	1日		1日		無料	指定管理者の裁量		
		700		350					
		障がい者等 500		障がい者等 250					
前沢温泉	現行	3時間	1日	18:30~21:00	3時間	1日	18:30~21:00	無料	12回/3h
		600	900	450	300	450	200		6,000
		障がい者等 450		障がい者等 200					
	改正案	3時間以内		1日	3時間以内		1日	無料	指定管理者の裁量
800		1,000	400		500				
障がい者等 600		障がい者等 300							
ひめかゆ		10:00~18:00	18:00~21:00	10:00~18:00	18:00~21:00	無料			
		700	600	350	300				
薬師堂温泉		5:00~21:00		5:00~21:00		無料	10回		
		800		400			6,400		
さくらの湯		10:00~21:00		10:00~21:00		無料	7回		
		800		400			4,800		
石田温泉		6:30~21:00	6:30~8:00	6:30~21:00		無料			
		650	500	300					
駒子の湯		9:00~21:00		9:00~21:00		無料			
		500		200					
千貫石温泉 湯本東館		7:00~21:00		7:00~21:00		100			
		500		200					
永岡温泉 夢の湯		6:00~21:00		6:00~21:00		無料			
		600		200					
平泉温泉 悠久の湯		3時間	3~5時間	1日	3時間	3~5時間	1日	無料	12回/3h
		500	800	1,000	250	400	500		5,000
桃の湯		2時間	5:00~23:00	2時間	5:00~23:00				
		平日	750	1,850	平日		530	1,410	
		祝祭日	1,080		祝祭日		860		

日帰り温泉の民間移譲に向けた基本方針新旧対照表

改正後	現 行
<p>3 日帰り温泉施設の民間移譲に向けた基本方針</p> <p>3 温泉については、第2次行政経営改革プランにおいて令和5年度からの民間による運営を開始することになっていましたが、新型コロナウイルス感染症や燃料高騰などの影響により、民間による運営の見通しが立たない状況となっていることから、次のとおり指定管理による運営を挟みながら民間譲渡を目指すこととします。</p> <p><u>令和9年度の民間譲渡を前提とし、令和6年度から令和8年度までの3年間指定管理による運営を行う。指定管理及び民間譲渡が難しい施設については、温泉営業を休止とし、他の施設活用策又は廃止を検討する。</u></p> <p>(1) 指定管理の場合</p> <p>①指定管理料 利用料金収入のみで指定管理業務に係る経費を賄えない場合、直近3か年の経費実績等を踏まえて算定し、指定管理者に支払う。</p> <p>②修繕費の取扱い 老朽化等に伴う大規模修繕は市、使用に伴う軽微な修繕は受託者が行う。</p> <p>(2) 民間譲渡の場合</p> <p>①有償譲渡とする場合の売却価格 不動産鑑定（原価法、取引事例比較法）により算出</p> <p>②無償譲渡とする場合（要議決）</p> <p>ア）不動産鑑定（収益還元法）で評価額が「ゼロ円」となる場合。</p> <p>イ）各施設の設置目的を継承させ、次の行為を5年間禁止とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉施設事業の廃止 ・第三者への契約物件の譲渡又は一括貸付け ・株式譲渡、事業譲渡、合併、会社分割等による経営主体の変更 <p>③源泉の取扱い <u>源泉ポンプの交換修繕に関する費用負担については、温泉権の取扱いを含めて協議し決定する。</u></p> <p>④譲渡前の市の施設修繕 現状有姿での譲渡を基本とするが、老朽化により建築基準法等の関係法令に抵触又は著しく営業に支障をきたす状態となっている施設設備の修繕は、譲渡前に市が実施する。</p> <p>⑤譲受者への支援策</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆施設改修補助 譲受者が行う改修工事費の1/2を補助（補助上限額は別途検討） ◆経営安定化補助 一定額を5年間補助（補助額は別途検討） 	<p>3 日帰り温泉施設の民間移譲に向けた基本方針</p> <p>3 温泉については、第2次行政経営改革プランにおいて令和5年度からの民間による運営を開始することになっていましたが、新型コロナウイルス感染症や燃料高騰などの影響により、民間による運営の見通しが立たない状況となっていることから、次のとおり指定管理による運営を挟みながら民間譲渡を目指すこととします。</p> <p><u>前沢温泉</u> 指定管理による運営を1年間延長し、令和6年度からの民間譲渡を目指す。</p> <p><u>黒滝温泉・国見平温泉</u> 民間譲渡を見据え、令和5年度から2～3年程度の指定管理による運営を目指す。</p> <p>(1) 指定管理の場合</p> <p>①指定管理料 利用料金収入のみで指定管理業務に係る経費を賄えない場合、直近3か年の経費実績等を踏まえて算定し、指定管理者に支払う。</p> <p>②修繕費の取扱い 老朽化等に伴う大規模修繕は市、使用に伴う軽微な修繕は受託者が行う。</p> <p>(2) 民間譲渡の場合</p> <p>①有償譲渡とする場合の売却価格 不動産鑑定（原価法、取引事例比較法）により算出</p> <p>②無償譲渡とする場合（要議決）</p> <p>ア）不動産鑑定（収益還元法）で評価額が「ゼロ円」となる場合。</p> <p>イ）各施設の設置目的を継承させ、次の行為を5年間禁止とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉施設事業の廃止 ・第三者への契約物件の譲渡又は一括貸付け ・株式譲渡、事業譲渡、合併、会社分割等による経営主体の変更 <p>③譲渡前の市の施設修繕 現状有姿での譲渡を基本とするが、老朽化により建築基準法等の関係法令に抵触又は著しく営業に支障をきたす状態となっている施設設備の修繕は、譲渡前に市が実施する。</p> <p>④譲受者への支援策</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆施設改修補助 譲受者が行う改修工事費の1/2を補助（補助上限額は別途検討） ◆経営安定化補助 一定額を5年間補助（補助額は別途検討） <p><u>※指定管理・民間移譲の意向がないときは、一旦休止も含め施設継続の可否について検討する。</u></p>

1 市の観光政策

市では、総合計画に掲げる「豊かさと魅力のあるまちづくり」を推進するため、豊かな自然や観光資源を活かしながら、観光客の誘致促進に取り組んでいます。

具体的には、世界文化遺産「平泉」との広域的な連携や、奥州湖周辺の豊かな自然を活かした自然体験などを観光政策の柱として捉え、世界文化遺産と隣接する衣川周辺エリアを市の南の玄関口、奥州湖周辺エリアは西の玄関口として、観光振興戦略上、重要なエリアです。

2 経過と現状

これらの重要なエリアには旧衣川荘と焼石クアパークひめかゆの2施設が設置されており、宿泊機能も有することから、滞在型観光の拠点となります。

両施設については、奥州市行政経営改革プランに基づいて民間移譲を行い、譲渡条件として5年間の経営継続を付していることから、その間の経営を支援するため、「観光施設等の民間移譲に伴う譲渡物件の取扱いと譲受者への支援に関する方針」(以下、「支援方針」という。)を定めて、譲受者に対して①施設等改修の支援、②経営安定化の支援、を実施してきました。

譲渡後においては、旧衣川荘は現在建物の改修を進めているところで、まだ経営は始まっておりませんが、焼石クアパークひめかゆについては、譲受者の(株)ひめかゆによって経営しています。

ところが、令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の拡大により、日帰り・宿泊・宴会のすべての部門において利用者が激減し、更には、令和4年からの物価高騰の影響も受け、経営は非常に厳しい状況にあります。

支援方針に規定する「施設等改修の支援」に係る補助金も全額活用することができずに期限を満了することとなりました。

【施設等改修補助金の活用状況】

改修補助金上限額	50,000千円
補助金交付済額	25,785千円
	(令和3年度:17,409千円、令和4年度:8,376千円)
補助金未執行額	24,215千円

ここまでの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化や物価高騰は、譲渡契約に関する覚書締結時や、譲渡契約締結時においては想定することができず、緊急事態宣言や全国的な外出自粛・飲食自粛の動きは、一企業の経営努力だけで対応することは困難です。

3 (株)ひめかゆの経営改善に向けた取組み

(株)ひめかゆは、前述のとおり厳しい経営状況であることを踏まえ、経営を立て直すために、令和4年度にメインバンクが派遣した経営コンサルタントと経営改善計画を策定し、令和4年度から令和6年度の3年間で9,000万円の融資を受けながら、仕入、人件費及び委託料等の見直しを行い、経営改善に係る取組みを始めています。

【経営改善計画の主な内容(3年間)】

・人件費削減	224,958千円
・物品購入の一括管理	37,137千円
合計	262,095千円

しかし、コロナ禍や物価高騰の影響は甚大で、令和3・4年度の収支は、単年で約4,000万円～5,000万円の赤字となり、また、改善計画で予定している融資を満額受けられない状況にあるなど、経営の継続が困難な状況に陥っています。

このままでは運転資金が不足し、9月にも資金ショートを引き起こすおそれがあるため、(株)ひめかゆでは、経営改善計画に定める取組みに、更に追加して次の経費削減に取り組むこととしています。

●追加で実施する取組み内容

内容	削減効果目標
①仕入見直し	▲ 3,345千円/年
②人件費見直し	▲10,600千円/年
③委託料等見直し	▲ 6,450千円/年
④非常勤役員報酬の自主返納	▲ 920千円/年
合計	▲21,315千円/年

※この取組みに伴う令和5年度以降の収支見通しは【資料1】を参照。

4 観光振興上の焼石クアパークひめかゆの位置づけ

令和5年度に奥州湖周辺エリア活用整備構想の策定を予定しておりますが、当エリアは、広大な面積を有する奥州市の西の玄関口です。焼石クアパークひめかゆは、エリア唯一の温泉宿泊施設であり、フォレストコテージを利用したアウトドア体験やカヌー大会開催時における宿泊及び休憩場所等、奥州湖周辺エリアにおける観光振興戦略上、重要な拠点施設となります。

【資料2】参照

5 市の支援

焼石クアパークひめかゆは、今後の奥州湖周辺エリア開発における重要な施設であることを踏まえ、更には、(株)ひめかゆにおける身を削る経費削減の取組みについて一定の効果を見込めるものの、この効果が現れるまでには時間を要することから、次のとおり支援方針を改正し、運営継続のための支援を行うものです。

(1)「観光施設等の民間移譲に伴う譲渡物件の取扱いと譲受者への支援に関する方針」の改正

現行の支援方針について、右記のとおり改正します。(改正箇所は太字部分)

観光施設等の民間移譲に伴う譲渡物件の取扱いと譲受者への支援に関する方針

- 1 対象となる観光施設等
 - (1) 奥州市温泉保養施設ひめかゆ
 - (2) 国民宿舎サンホテル衣川荘
- 2 譲渡物件の取扱い
 - (1) 譲渡条件として5年間の経営継続を付していることから、次に掲げる対応を市が行った後に、民間移譲に係る各種手続きを行う。
 - (2) (1)の対応については、譲渡物件の引渡し後においても、市が行うことができるものとする。
 - (3) 源泉ポンプの交換修繕に関する費用負担については、温泉権の取扱いを含めて協議し決定する。(※追加)**
- 3 譲受者への支援
 - (1) 施設等改修の支援

継続した施設運営を求めることに鑑み、施設等の引渡し後に譲受者が行う改修工事に対し、次の支援を行う。

 - ア 改修工事に要する経費のうち市が必要と認めるものに対し、補助金を交付する。
 - イ 補助対象とする改修工事は、施設及び設備の改修で、補助金交付契約締結日から原則1年以内に完了したものである。
 - ウ 補助金の額は、改修費用実績の2分の1以内の額とし、5,000万円を上限とする。
 - エ 補助金の申請は、譲渡物件引渡しの日から2カ月以内に行うものとする。

(2) 経営安定化の支援

譲渡条件として5年間の経営継続を付していることから、その間の安定経営に鑑み、毎年500万円を補助金として5年間交付する。

(3) 新型コロナウイルス感染症等に対する支援(※追加)

民間移譲後において、当該施設で実際に経営を行っており、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を直接受けた事業者を対象に、令和5年度に限り経営安定化補助金を追加して交付する。

(4) (1)、(2)及び(3)については、別途、譲受者と「補助金交付契約」を締結し、運用する。(※(3)追加に伴う文言整理)

4 その他

1に掲げる以外の観光施設等については、この方針を準用するものとする。ただし、補助金の額を除く。

(2) (株)ひめかゆへの経営安定化補助金の追加支援

令和5年度に限り、経営安定化補助金を3,750万円追加します。

(積算根拠)

①施設改修補助金未執行額	2,421万円
②指定管理料想定額(※コロナ禍以前)	1,829万円
③R5経営安定化補助金(当初予算)	▲500万円
合計	3,750万円

※【参考】	令和5年度経営安定化補助金額
(当初予算)	500万円
(今回追加額)	3,750万円
(合計)	4,250万円

6 今後の予定

令和5年8月18日	市議会全員協議会
令和5年9月下旬	補正予算審議
同上	(株)ひめかゆとの補助金変更契約
令和5年10月上旬	補助金交付

ひめかゆ温泉経営状況及び入館者数

資料 1

ひめかゆ温泉経営状況及び入館者数について

(円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収 入	市からの指定管理料	17,033,318	16,941,419	0	0	0	0	0
	宴会・食堂売上	104,771,639	30,300,116	59,205,429	68,191,529	74,329,000	85,479,000	98,300,000
	入浴売上	49,393,843	43,452,954	40,107,454	42,948,316	46,814,000	53,836,000	61,910,000
	宿泊・休憩売上	78,341,566	67,569,865	32,556,116	41,860,816	45,628,000	52,473,000	60,345,000
	その他	25,166,268	41,500,356	53,019,404	41,974,245	75,427,000	26,757,000	30,020,000
	市経営安定化補助金			5,000,000	5,000,000	42,500,000	5,000,000	5,000,000
	市施設改修補助金			17,409,000	3,562,000	4,814,000		
	コロナ関連補助金等		27,200,482	10,147,396	10,761,376	7,650,000		
	その他収入 (売店自販機売上等)	25,166,268	14,299,874	20,463,008	22,650,869	20,463,000	21,757,000	25,020,000
	合計	274,706,634	199,764,710	184,888,403	194,974,906	242,198,000	218,545,000	250,575,000
令和元年度比		▲ 74,941,924	▲ 89,818,231	▲ 79,731,728	▲ 32,508,634	▲ 56,161,634	▲ 24,131,634	
支 出	サービス原価	54,770,693	39,948,445	48,916,902	55,366,703	57,056,000	52,311,000	58,155,000
	材料費	47,177,342	23,399,777	20,924,042	25,111,484	25,993,000	27,922,000	30,143,000
	仕入れ高 (期首棚卸高+仕入高-期末棚卸高)	13,698,242	7,928,470	8,970,030	10,045,765	11,058,000	11,396,000	13,103,000
	労務費	118,464,455	104,161,773	91,522,141	77,817,787	70,421,000	63,186,000	63,186,000
	一般管理費	67,853,030	71,685,100	64,416,337	68,435,380	77,488,000	65,900,000	79,963,000
	合計	301,963,762	247,123,565	234,749,452	236,777,119	242,016,000	220,715,000	244,550,000
差引	▲ 27,257,128	▲ 47,358,855	▲ 49,861,049	▲ 41,802,213	182,000	▲ 2,170,000	6,025,000	

(人)

入館者数	136,673	59,363	76,006	91,587	92,652	106,550	117,204
------	---------	--------	--------	--------	--------	---------	---------

※本館のみ（バンガロー、やけいし館は含まず）

1 施設の概要

区分	内容
名称	瀬原交流館
所在地	奥州市衣川瀬原9番地1
構造	木造地上2階
面積	延床232.68㎡ (1階 153.19㎡ 2階 79.49㎡)
竣工	平成11年

2 経過

独居高齢者等に対し、宅老事業を実施することにより社会的孤立感の解消を図るとともに、高齢者と児童生徒との世代を超えた交流を図る場として設置した瀬原交流館ですが、近年宅老事業を実施しておらず、当該事業の再開の見込みもない状況です。

また、奥州市公共施設等総合管理計画において、「地元が管理している施設は、財産処分制限期間を過ぎたものから民間移譲を検討します。」などとされており、この基本方針により、瀬原交流館の譲渡について、地元の瀬原交流館運営委員会と協議を重ねてきました。



3 方針

令和6年3月31日をもって施設を廃止し、今後は、地域住民の活動の場として地域活動の促進に資することから、瀬原交流館運営委員会へ無償譲渡しようとするものです。

4 その他

◆土地の賃借料

市有財産の貸付料等の減免等基準により、※10/10減免となります。

※ 地域団体が集会施設等の地域振興の用に供する場合

◆施設の維持管理費用

譲渡先の負担となります。

◆建物の登記

市の認可・告示を受けることで、法人格を取得し、団体名義で資産登記できます。(認可地縁団体制度)

5 日程

- 令和5年7月 瀬原交流館運営委員会払下げ願い提出
- 令和5年8月 庁議（政策決定）、全員協議会へ説明、法規整備
 - ・瀬原交流館条例の廃止
- 令和5年9月 市議会9月定例会へ提案
(条例廃止、建物の無償譲渡)
- 令和6年4月 建物の無償譲渡

1 施設の概要

区分	内容	
名称	胆沢高齢者総合福祉施設ぬくもりの家	
所在地	奥州市胆沢南都田字大持30番地他1筆	
構造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造	
面積	【建物】延床面積	本体 5,076.70㎡ 車庫 181.80㎡
	【土地】	本体 8,034.10㎡ 車庫 386.09㎡
竣工	平成14年	

2 経過

胆沢高齢者総合福祉施設ぬくもりの家（以下「ぬくもりの家」という。）は、旧胆沢町において、平成14年4月に開設し、開設当時から業務及び維持管理を社会福祉法人胆沢やまゆり会（現：社会福祉法人奥州いさわ会。以下「奥州いさわ会」という。）に委託し、平成18年からは指定管理制度を導入し、指定管理受託者である奥州いさわ会が、引き続き、介護サービス事業を行っております。

当該施設は、介護保険制度開始当時、介護サービスの提供体制が不足している状況に鑑み、介護サービスの提供を行うことを行政目的として建設されたものであり、事業については、指定管理制度を活用し、民間活力を導入した運営を行っております。

しかし、昨今、民間事業者による介護サービスの提供体制が充実されていることから、民間に出来ることは民間で行うこととし、福祉施設の再編計画において譲渡する方針とされました。

3 方針

譲渡先について検討を行い、現在も指定管理者として、質の高い介護サービスを提供し、譲渡後も民間活力の活用により安定した経営が期待される奥州いさわ会を譲渡先とすることといたしました。

4 譲渡先の選定理由

奥州いさわ会は、旧胆沢町時代に設立された社会福祉法人愛育会、社会福祉法人胆沢やまゆり会及び社会福祉法人胆沢コスモス会が、胆沢型共生社会を目指して令和3年度に合併して誕生した社会福祉法人です。

法人合併の趣旨は、胆沢の大地から未来を創造していくために、保育、介護、障がい福祉の三事業部門の自立性を堅持しながら、さらなる連帯と協働の力を結集して胆沢型福祉の具現化に努めることであり、地域に根ざし、地域に必要とされる社会福祉法人となることを目指すものです。

このように、奥州いさわ会は、長年、胆沢地域で活躍し、地域から信頼され、胆沢地域における福祉の増進に取り組んできた実績があり、さらに、時代の変化をいち早く捉え、新たな時代における新たなニーズに対応できるよう法人の基盤強化に取り組んでおり、実力と実績と先見性に優れた法人であり、奥州いさわ会が目指す胆沢型地域共生社会は、胆沢における地域共生社会の実現に係る取組であり、大いに期待を寄せるものであります。

一方、達者の里構想については、市町村合併前の胆沢町において、病院、健康増進施設、老人福祉施設を複合的に整備する構想がつけられ、健康と福祉、長寿の里づくり推進拠点として達者の里と呼称し、施設整備が進められたものであり、国民健康保険まごころ病院及び健康増進プラザ悠悠館、高齢者総合福祉施設ぬくもりの家などにより構成されています。

達者の里においては、これらの施設を拠点に、保健、医療、福祉が密接に連携する地域包括ケアシステムの先進的な取組みを展開しており、胆沢地域に根差した特色ある取組であると認識をしているところです。

今後、胆沢地域に根差した特色ある取組である達者の里構想を持続可能なものとするためにも、ぬくもりの家の運営は、重要であり、だからこそ、胆沢という地域に根ざし運営を行ってきた実績と実力、そしてこれからの時代の変化に対応できる基盤を持つ、奥州いさわにその役割をこれからも担っていただきたいとの考えから、譲渡先としたものであります。

5 譲渡等の内容について

- 時期 令和6年4月1日
- 内容 建物：無償譲渡
土地：無償貸付け
- 条件 事業継続期間 20年
生活支援ハウス継続

【建物】

当該施設は、これまでどおり介護サービスの提供という当初の目的は、引き続き継続する必要がある、譲渡先に対する財政的な負担を出来る限り軽減することとし、建物については、無償で譲渡すべきと考えられます。

なお、令和3年度に譲渡の相手方として交渉を始めた際には、まごころ病院の動向や高齢者が減少していくことへの不安もあり、譲渡に際して、空調設備機械等の修繕、建物の無償譲渡について、財政的な負担軽減について考慮してほしいとの要望があったものであります。

【土地】

今回の譲渡は、「現に行政財産として活用されており、譲渡後も引き続き、その介護サービスの提供のために管理運営を行うものとする」と、そして「達者の里の構成施設としての役割を果たす重要な施設であること」といった個別の事情に鑑みて、建物と土地を一体とみなすため、これまでの他の事例とは異なり、市有財産の貸付料等の減免等基準によらず、土地は無償貸付けとして議決を得ようとするものです。

6 起債償還について

当該施設は、空調設備機械工事等の財源に起債を利用していますが、民間譲渡後も施設の設置目的に合致した運営がなされる場合には、繰り上げ償還不要です。

償還期間はおおむね20年となっています。

7 包括承認について

当該施設は、社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）交付金等を活用し整備されました。補助金の返還については、経過年数10年以上の施設について行う財産処分のため、包括承認事項に該当し、返還金は生じません。

【根拠法令】

平成20年4月17日老発第0417001号厚生労働省老健局長通知「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」

第2の2（1）①

①経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である施設又は設備（以下「施設等」という。）について行う財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

第3 国庫納付に関する承認の基準

1 地方公共団体が行う財産処分

(1)国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

①包括承認事項

8 日程

■令和5年度

8月 奥州いさわ会払下げ願い提出
庁議（政策決定）
全員協議会へ説明
法規整備

- ・胆沢高齢者総合福祉施設めくもりの家条例の廃止
- ・奥州市高齢者生活支援ハウス運営事業手数料条例の一部改正

9月 市議会9月定例会へ提案

（条例廃止、建物の無償譲渡、土地の無償貸付け）

■令和6年度

4月 建物の無償譲渡、土地の無償貸付け

市民の利便性の向上と行政運営の簡素化・効率化のため、各種手続等のオンライン化を推進しているが、今後さらにオンライン手続等を拡充するため、「奥州市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」（以下「行政手続オンライン化条例」という。）を制定するもの。

1 行政手続オンライン化条例の概要

書面等で行うことが定められている市条例や規則による手続等について、通則条例を定めることによりオンライン化を可能とするもの。

2 オンライン化の経過・背景

-
- A vertical timeline diagram with a blue line and circular markers on the left side, pointing downwards. The markers are connected to text blocks on the right side of the page, detailing key milestones in the digitalization of administrative procedures.
- H28.12 「官民データ活用推進基本法」公布・施行
行政手続のオンライン利用の原則化等が定められる
 - R.1.12 「デジタル・ガバメント実行計画」改定
地方公共団体が優先的にオンライン化推進すべき手続が取りまとめられる
 - R2.1 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（デジタル手続法）施行
行政手続等（申請・処分通知）のオンライン実施を原則化
 - R2.3 「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」改定
オンライン利用の促進に向け、業務フローの検証、業務改革等の取組の指針が示される
 - R2.12 「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」策定
行政手続のオンライン化が重点取組事項の1つとされた
 - R3.11 「奥州市DX全体方針」策定
行政手続のオンライン化を取組項目として明記
 - R5.3 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続など32の手続についてオンライン申請が可能に

3 条例制定後のイメージ

〈現状〉

- 国の法令に基づく手続については、デジタル手続法によりオンライン化が可能
- 市の条例等に「書面により行う」等の規定がある場合、申請等を書面以外の方法で行うことができない。

〈条例制定後〉

- 通則条例により、市の条例等によるすべての手続等のオンライン化（申請、届出、処分通知等）が可能となる。
- 書面等で行うことが定められている縦覧、作成等について、デジタル技術の活用が可能となる。

法令に基づく 手続

(例)
児童手当や介護保険の
手続など

条例等に基づく 手続

(例)
公共施設の使用の手続
など

デジタル手続法に
よりオンライン化が
可能

個々の条例等の
改正によりオンライ
ン化が可能

法令に基づく 手続

(例)
児童手当や介護保険の
手続など

条例等に基づく 手続

(例)
公共施設の使用の手続
など

「デジタル手続法」及び「行政手続オンライ
ン化条例」によりオンライン化が可能に